

岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）その他関係法令に基づき合併処理浄化槽を設置する者に対し、岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 生活排水処理施設のうちし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、処理対象人員が10人以下のものにおいては「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合し、（一社）全国浄化槽団体連合会とその会員である（一社）岡山県浄化槽団体協議会で実施する「浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の規定による建築物のうち、主に居住の用に供するものをいう（小規模な店舗その他これに類するものを併設したものを含む。）。
- (4) 単独転換 既存の専用住宅において同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えすることをいう。
- (5) 汲取り転換 既存の専用住宅において同一敷地内に設置されている汲取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えすることをいう。
- (6) 宅内配管工事 単独転換又は汲取り転換に付帯して、合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び専用住宅の敷地内の放流管の設置に係る工事をいう。
- (7) 単独処理浄化槽撤去工事 単独転換に付帯して単独処理浄化槽を撤去する工事をいう。
- (8) 汲取り便槽撤去工事 汲取り転換に付帯して既設の汲取り便槽を撤去する工事をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定された公共下水道の事業計画区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域又は公共下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次に掲げる区域を除

く地域とする。

- (1) 農業集落排水処理施設による処理区域（岡山市農業集落排水処理施設条例（平成2年市条例第36号）第2条第3号に規定する処理区域をいう。）
- (2) 昭和49年以降に開発された21区画以上の住宅団地（平成17年4月1日以降に許可または認可を受けて開発された40区画以下の住宅団地を除く。）
- (3) その他市長が特に必要と認める地域

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象地域内において専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けず又は法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 自己が居住しない建物に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 賃貸又は販売等営利の目的で専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 専用住宅を借りている者で、当該専用住宅の所有者の承諾が得られない者
- (5) 共有名義の住宅で、他の名義人の承諾が得られない者
- (6) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を期間内に完了することができない者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) 既存の汚水処理未普及解消につながらない家屋を新築、建替又は増築する場合に合併処理浄化槽を設置する者及び既設の合併処理浄化槽の更新を行う者（ただし、自然災害に伴い必要となった家屋の建替・新築に伴う合併処理浄化槽の設置及び故障した合併処理浄化槽の更新は除く。）
- (9) 同一年度内に既に補助金の交付を受けている者（ただし、自然災害に伴い必要となった家屋の建替・新築に伴う合併処理浄化槽の設置及び故障した合併処理浄化槽の更新は除く。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額（消費税及び地方消費税の額を含まずに、1,000円未満は切捨てる。）とし、次の表の人槽区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表補助金額の欄に定める額を限度とする。

人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円
31～50人槽	2,037,000円

- 2 建替を伴わずに単独転換又は汲取り転換が行われる場合には、前項による補助金の額に、宅内配管工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税の額を含まずに33万円を限度とし、1,000円未満は切捨てる。）を加えた額とする。ただし、家屋の構造を変えることにより宅内配管工事もその増改築工事の一環として行い、家屋の新築と同等とみなされる場合を除く。なお、合併処理浄化槽の設置自体が補助対象とならない場合には、宅内配管工事も補助対象とならない。
- 3 単独転換が行われる場合には、第1項又は第2項による補助金の額に、単独処理浄化槽撤去工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税の額を含まずに15万円と限度とし、1,000円未満は切捨てる。）を加えた額とする。ただし、単独処理浄化槽を全て掘り起こして処分する場合に限る。なお、合併処理浄化槽の設置自体が補助対象とならない場合には、単独処理浄化槽撤去工事も補助対象とならない。
- 4 汲取り転換が行われる場合には、第1項又は第2項による補助金の額に、汲取り便槽撤去工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税の額を含まずに12万円を限度とし、1,000円未満は切捨てる。）を加えた額とする。ただし、汲取り便槽を全て掘り起こして処分する場合に限る。なお、合併処理浄化槽の設置自体が補助対象とならない場合及び前項に該当する場合には、汲取り便槽撤去工事も補助対象とならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、合併処理浄化槽設置工事に着手する前（単独転換又は汲取り転換宅内配管工事に要する費用の額を申請する場合は合併処理浄化槽設置工事及び単独転換又は汲取り転換宅内配管工事に着手する前、単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去工事に要する費用の額を申請する場合は合併処理浄化槽設置工事及び単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去工事に着手する前）に、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 処理人員が10人以下のものにおいては合併処理浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (2) 確認済証の写し又は法第5条第1項の規定による設置の届出をした浄化槽設置届出書の控え
- (3) 浄化槽設置票(合併)の表裏の写し
- (4) 浄化槽構造図
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 敷地内の全ての建物及び浄化槽の配置図と排水経路図
- (7) 全ての階の家屋平面図
- (8) 浄化槽工事の適正な施工の確保に関する覚書の写し
- (9) 法に基づく検査を指定検査機関に依頼する契約書の写し
- (10) 法第7条第1項に基づく検査実施依頼書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類等

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審

査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付することが不適当と決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付申請時に単独転換若しくは汲取り転換宅内配管工事費用又は単独処理浄化槽若しくは汲取り便槽撤去工事費用の申請をしていない場合は、次の第1号及び第2号に掲げる事項を変更することはできない。

- （1）単独転換又は汲取り転換宅内配管工事費用の申請額
- （2）単独処理浄化槽又は汲取り便槽撤去工事費用の申請額
- （3）放流先

2 補助事業者は、前項各号に掲げる事項の変更を除き申請内容に変更があった場合は変更届を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して14日以内又は当該年度の3月15日（閉庁日の場合は、以降の直近開庁日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）工事費請求書又は領収書の写し
- （2）チェックリスト（浄化槽設備士が確認したもの）
- （3）処理人員が10人以下のものにおいては浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- （4）現場写真（着工前・基礎工事・据付工事・嵩上状態・完了後等）
- （5）その他市長が必要と認める書類等

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現場の確認により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業についてこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命令し、結果を報告させることができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助事業者の請求により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業年度の翌年度の4月1日から起算して7年を経過した場合は、この限りでない。

(現場の確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽の設置工事の状況を必要に応じて施工の現場において確認する。

2 前項の工事は、次のいずれかの者の監督の下に行われたものでなければならない。

(1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

(2) 昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 この要綱に規定する申請及び報告については、岡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年市条例第3号）の規定の例によることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月28日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成25年1月28日に廃止した岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成15年3月3日岡山市告示第139号)の規定に基づきなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この改正規定による改正前の規定に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この改正規定による改正前の規定に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この改正規定による改正前の規定に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定による改正前の規定に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定による改正前の規定に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。